

兵高教組

調査情報

2018年12月17日

24号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

臨時的任用職員の「空白の一日」がなくなります！

11月、兵庫県教育委員会は、高教組、高従組、兵庫教組との交渉において、2019年度より臨時的任用職員の「空白の一日」を廃止すると回答しました。昨年度の神奈川県、神戸市、今年度からの京都府・市に続くもので、臨時的任用職員の生活改善につながるものです。

臨時的任用職員の「空白の一日」で生じていた不利益は、2019年度任用から解消されます。

「空白の一日」廃止の利点

これまでに改善されてきた事柄は以下です。

1. 年度を超えた年休の繰り越しが可能
2. 社会保険の継続が可能

新たに得た改善は以下の事柄です。

1. 2019年12月1日以前からの臨時的任用者の一時金
→ 2020年夏季一時金からは満額支給
 2. 2019年4月1日以降の臨時的任用者の退職金
→ 退職時まで通算で計算され支給
 3. 2019年4月1日以降の臨時的任用者の社会保険
→ 一年経過で共済組合へ加入
- ※すべて任用日より連続して臨時的任用の職にある場合

2020年度の夏季一時金から不利益は解消

これまで、12月1日以前から年度をこえて臨時で任用されていた方の多くは、3月31日の一日が「空白」とされていました。そのため、4月1日からも続けて任用されていても夏季一時金の期末手当部分が20%減額されていましたが、これが解消されて100%の支給となります。

- 2019年4月1日任用 → 2019年夏季一時金一部減額支給
→ 2019年冬季一時金満額支給
→ 2020年3月31日勤務 → 2020年夏季一時金満額支給

2019年4月1日以降の任用者の退職金は退職時まで通算されて支給

従来は、常勤講師の方は3月30日で一度退職となり、4月1日以降に任用される場合でも、退職金が一旦支給されていました。

「空白の一日」廃止で任用は継続され、勤続年数が通算されるので退職金の支給率が上がります。採用試験に合格すれば、定年まで通算された計算で支給されます。

これまで退職金が支給されなかった臨時の技能労務職・行政職にも退職金が支給されるようになります。

2019年4月1日以降の臨時的任用者の社会保険 → 一年経過で共済組合へ加入

臨時的任用者は、連続して13月目（一年経過後）から、公立学校共済組合員となり、医療給付などの短期給付事業や人間ドック、資金等の貸付事業など、福利厚生制度を正規職員と同等に利用できます。

臨時的任用者へのその他の改善点

2級適用の号給上限撤廃(2019年4月から)

※ただし、正規職員と同じく、55歳で昇給は停止

「2級適用の号給上限撤廃」ってなに？

臨時的任用教員(常勤講師)は、毎年、前歴換算によって給料の号給が決まります。大卒1年目で常勤講師をすれば号給は1-21、2年目は、1年目の期間が換算されて、1-25となりますが、1-81が上限とされています。

2002年4月、常勤講師の方の臨時教諭への任用が可能となり、以下の4つ要件を満たせば、臨時教諭として任用されて、2級の給料表になります。

- ①年齢:任用時の年齢が44歳以上
- ②前歴換算の経験年数:大卒20年以上(短大卒22年以上)
- ③教員経験:常勤臨時教員の期間が14年以上
(実習教員・寄宿舎教員としての期間は除く)
- ④1級の最高限度号給1-81に達している者

しかし、2級適用となっても、これまでは号給2-85を上限とする制限がありました。その上限が撤廃できました。

臨時的任用者の待遇改善での残課題

「空白の一日」廃止後も課題は残っています。例えば、給料表が正規教員は2級、臨時教員は1級と違いがあります。今後も残課題解消のため要求を続けていきます。

よりよい労働条件整備のために、高教組に加入して共に頑張りませんか？